

## 日本陸上競技連盟競技規則

- 1 IAAFの各加盟団体は、その国内における競技会の実施にあたり、IAAF規則を採用すべきことを推奨する。よって本連盟競技規則は、特別のものを除きIAAF規則に準拠した。
- 2 各部の終わりの欠番号は、将来補充されるべき規則のために残したものである。
- 3 本規則の修改正については、特別の指示のない限り当該年の4月1日より適用する。
- 4 本規則中の表記について、

〔国内〕 本連盟独自に追加したもので、国内競技にのみ適用する。

〔注意〕 IAAF規則の注意であり、国内競技でも適用する。

〔参照〕 本項との関連条項を明示する。

〔注釈〕 本連盟が補足として追記したものの。

**以下、国内非適用部分は.....で表示する。**

〔国際〕 IAAF規則に記載されているが、国内競技には適用しない。

〔国際－注意〕 IAAF規則の注意であるが、国内競技には適用しない。

欄外に || を付したのは修改正された事項である。